

世田谷区のヤングケアラーの相談窓口

(1) ヤングケアラー（18歳未満）の相談窓口

①せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」

「せたホッと」は、世田谷区に住んでいる子どもや、学校や仕事で世田谷区に通っている子どもの権利をまもるところです。困ったとき、つらい・イヤだと感じたときは、「せたホッと」に話してみませんか。電話、ファックス、メール、対面、手紙など

電話 フリーダイヤル 0120-810-293（ホッとにきゅうさい）
 ファクシミリ 03-3439-6777（通信料がかかります）



(2) 若者ケアラーの（18歳以上）相談窓口

①メルクマールせたがや

「悩みがあるが、どうしていいかわからない、気持ちを聞いてほしい」という方

名称	電話・FAX	住所
メルクマールせたがや	電話：03-3414-7867 FAX：03-6453-4750	世田谷区太子堂4丁目3番1号 STKハイツ5階

②ぷらっとホームせたがや

「ケアに伴う生活の困りごとについて相談したい」という方

名称	業務	電話・FAX	住所
ぷらっとホーム 世田谷	下記の業務以外	電話：03-5431-5355 FAX：03-5431-5357	世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ3階
ぷらっとホーム 世田谷分室	(1)住居確保給付金 (2)受験生チャレンジ (3)生活福祉資金貸付	電話： (1)(2) 03-6805-2787 (3) 03-3419-2611 FAX：03-5431-5357	世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階

(3) 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、各地域の総合支所の中にある、18歳未満の子どもや子育て家庭の不安や悩みに関する総合相談窓口です。一人で悩まず、一緒に考えていきましょう。

せたがや子ども家庭支援センター	電話：03-5432-2915
きたざわ子ども家庭支援センター	電話：03-6804-7525
たまがわ子ども家庭支援センター	電話：03-3702-2173
きぬた子ども家庭支援センター	電話：03-3482-1415
からすやま子ども家庭支援センター	電話：03-3326-6155

(4) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

あんしんすこやかセンターは、各地区のまちづくりセンターの中にあります。

社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員がご家族の状況に合わせ、適切な支援におつなぎします。相談に関する秘密は絶対に守ります。安心してご相談ください。

(5) LINE 相談窓口「世田谷区ヤングケアラーさぽーとるーむ」

ヤングケアラーが、気軽につぶやいたり相談などでもできるLINE 窓口です。

家族のこと・学校のこと・進学や就職のこと・友達のことなど、どんなことでもお話しができますので、お気軽に相談してください。元ヤングケアラーの人たちがお返事します。

LINE 友達登録のリンク：<https://lin.ee/8sfmbdx>



<<ヤングケアラーの手引き【概要版】のお問合せ先>> 2024.10
 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団 世田谷区福祉人材育成・研修センター
 電話：03-6379-4280 FAX：03-6379-4281
 HP：<https://www.setagaya-jinzai.jp/>

ヤングケアラー支援の手引き

- ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律）のことをいいます。
- 年齢に見合わない重い責任や負担で、学校生活や社会生活に影響を及ぼすこともあり、「子どもとしての時間」で、家事や家族のお世話をしていることがあります。
- ヤングケアラーの子どもたちの抱える問題に目を向け、必要な支援が求められています。
- ヤングケアラーの例

<p>障害や病気のある家族に代わり、買物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている</p>	<p>家族に代わり幼児きょうだいの世話をしている</p>	<p>障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている</p>	<p>目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている</p>	<p>日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている</p>
<p>家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている</p>	<p>アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している</p>	<p>がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている</p>	<p>障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている</p>	<p>障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている</p>

●ヤングケアラーが直面する問題

① 学業への影響

遅刻・早退・欠席が増える
勉強の時間が取れない
など

② 就職への影響

自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない など

③ 友人関係への影響

友人などとコミュニケーションを取れる時間が少ない
など

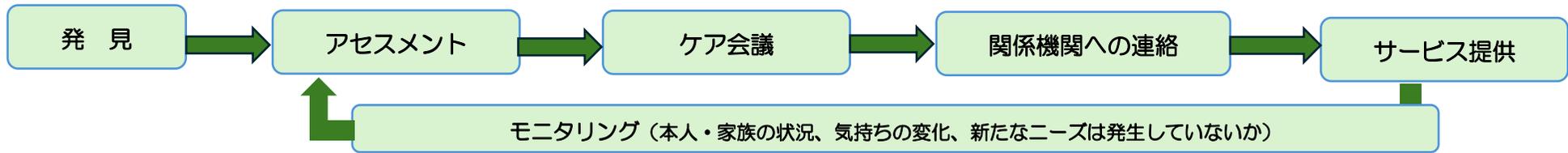
●守られるべき子どもの権利

健康に生きる権利

教育を受ける権利

子どもらしく
過ごせる権利

ヤングケアラーの発見から支援の流れ



《気づき》

- **高齢・障害福祉事業所等**
 - 家族の介護・介助をしている姿を見かける
 - 日常の家事をしている姿を見かける
 - 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
 - 病院の付添をしている
- 家族全体を支援する立場から、家族状況、家族の介護状況を確認する
- **地域**
 - 学校のある時間に、学校以外で見かける
 - 毎日のようにスーパーで買い物をしている
 - 毎日のように洗濯物を干している
 - 自治会の集まり等に子どもだけで参加している

《アセスメントの視点》

- 子どもの権利侵害の確認
 - 家族全体の問題やニーズを共有し一緒に考える
 - 家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子、子どもの思い、どうしたいかを把握
- 《アセスメント項目》
- ① 子どもの権利侵害はないか
 - ② 家族の状況（支援内容等）
 - ③ 子どもの状況（支援・時間等）
 - ④ 子ども本人の認識や意向
 - ヤングケアラーの認識
 - 今の状況をどう思い、どうしたいか等の思い・希望
 - 相談できる、理解してくれる人がいるか
 - ⑤ 生活環境の状況
 - 家事をする人がいるか
 - 住環境が整っているか
 - 洗濯ができているか
 - 身だしなみが整っているか

《子どもの権利侵害がみられる》

- 子どもの権利を回復するため 関係機関の参加でケア会議実施
- 子どもの状況や意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援方針を検討
 - 権利侵害による子どもへの影響を確認し子どもに対する支援を検討
- 家事や家族の世話などを代われる大人やサービスへつなぎ、子の負担軽減を目指す
- ・ 家事援助サービスや訪問看護等の高齢福祉や障害福祉サービス
 - ・ 児童福祉、多様な機関との連携が不可欠
 - ・ **支援方法や具体的な支援計画は関係機関参加のケア会議で検討**
- 関係機関**
- ・ 学校、教育機関
 - ・ 地域・民間支援機関
 - ・ 民生委員児童委員
 - ・ 医療機関
 - ・ 子ども・若者関係機関
 - ・ 生活支援機関
 - ・ 高齢福祉・障害福祉関係機関 等

《把握した内容の共有》

- ヤングケアラーの課題に対応する主な支援機関担当窓口」との情報共有、連携**
- ※世田谷区ヤングケアラーさぽーと一む（コーディネーター）
- ケア内容や時間、必要なケアの全体像
 - ヤングケアラーの生活状況、平日と休日のスケジュール
 - ヤングケアラーの身体的、精神的健康状態
 - 教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など子どもの権利
 - 支援の必要性について検討する。
- 【個人情報に関する同意】
- 家庭の情報を、他の関係機関・専門職と共有することの同意を得る。
 - ヤングケアラーである子どもの同意、子どもの話を聞くことは重要
 - 保護者の同意を得る。同意が得られない場合は、緊急性等から総合的に判断する。

●生活環境改善

- 家事援助サービス、生活支援サービスの実施の検討。訪問時の声掛け等
- **食事の提供**
 - 子ども食堂、配食サービスの情報 等
- **経済的困窮**
 - 生活保護、ぶらっとホーム世田谷 等
- **生活リズムの改善**
 - メルクマール世田谷、ぶらっとホーム世田谷等、保健師との連携 等
- **子の精神疾患、障害、ストレス等**
 - 保健師との連携、障害担当との連携、ぽーと等との連携 等
- **教育の支援**
 - かるがもスタディールーム、せたがやゼミナール、まいぶれいす 等
- **居場所の確保**
 - 児童館、青少年交流センター 等
- **情報共有の仕組みづくり**
 - 支援体制の検討
- **支え合う地域づくり・気軽に相談できる仕組みづくり**
 - シンポジウム、支援の手引き活用、支援体制検討
- **支援力向上研修の実施**

【注意】 ヤングケアラー支援では、子どもにとってどのような状況が望ましいかを、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解、納得を得ながら支援につなげていくことが重要

○ 子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている場合もあるため、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認する。

※子どもとの接触はあまりない場合、子どもの認識を確認することは難しい。支援している本人を通し、子どもの状況をさりげなく確認する。

【注意】 生活環境改善のため、介護保険制度等に対応できない時、生活環境を整える生活支援・家事援助サービス等の創設が望まれる。支援者側の価値観を押し付けることなく、本人や家族の気持ちをしっかり受け止める必要がある。

○ 緊急性の判断をし、虐待等の場合を除き、本人や家族の意思を尊重する。

○ ヤングケアラーや家族の想いに寄り添い、いつでも相談できることを伝えることで、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減できることもある。

【注意】 ヤングケアラーのみならず、家庭全体へのアプローチが必要。状況把握を急ぐあまりヤングケアラーや家族の意思を尊重しない場合、支援者との関係性がこじれる場合がある。

○ ヤングケアラーやその家族が家庭の状況を知られることを望まない場合もある。焦らず、意思決定の支援をし、本人や家族に寄り添い続けていく中で話が聞ける場合もある。

○ 家庭の状況は複雑であり、簡単に解決できるものではないため、単にサービスを提供するだけではなく、ヤングケアラー本人や家族に寄り添い、長期的な関わりが必要となる。